病　様式１８

**病院建物使用前自主検査申請**

令和　　年　　月　　日

兵庫県知事（兵庫県　　　　県民局長）様

開設者住所

（法人にあっては主たる事務所の所在地）

（法人にあっては、名称及び代表者の職氏名）

電 話 －　 － （担当：　　　）

次のとおり病院建物の使用前検査を自主検査としたいので申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 検査対象 | （施設名）  （許可種別）  令和　　年　　月　　日・兵庫県指令　医第　　　　号：開設許可  令和　　年　　月　　日・兵庫県指令　　（　　）第　　　　号：病院建物の構造設備・平面図変更許可  令和　　年　　月　　日・兵庫県指令　　（　　）第　　　　号：  令和　　年　　月　　日・兵庫県指令　　（　　）第　　　　号： |
| （自主検査の該当要件） | |
| １ | エックス線撮影室等の装置の入れ替え等構造設備の変更を伴わないもの。 |
| ２ | 病室、手術室又はエックス線撮影室以外で構造設備の内容を変更する場合。 |
| ３ | 病室内病床の減少等構造設備の変更を伴わないもの。 |
| ４ | 開設者の変更（法人成り）等実質的な変更を伴わないもの。 |

（注）ア　本申請書は、使用許可申請の事前に２部提出して下さい。

受付印

　　　イ　自主検査実施後は、下記届出書の内容を記載の上使用許可申請書に

添付してください。

検　査　結　果　の　届　出　書

下記のとおり病院建物構造設備の自主検査を実施した結果、医療法第７条第１項又は第２項の許可に係る内容と相違なく、かつ必要な基準を満たし、実際に使用可能な状態にあることを確認しましたので届け出します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 検査実施者 | 所属 |  | | 役職等 |  | 氏名 |  | |
| 検査実施年月日 | | 令和　　年　　月　　日 | | | | | | |
| 検査実施構造設備並びに検査結果 | | | | | 検査実施構造設備並びに検査結果 | | | |
|  | | | 適・否 | |  | | | 適・否 |
|  | | | 適・否 | |  | | | 適・否 |
|  | | | 適・否 | |  | | | 適・否 |

注）１　自主検査を選択できるのは次の場合とする。

①エックス線撮影室等の装置の入れ替え等構造設備の変更を伴わないもの。

（例：エックス線撮影装置入替・増設・廃止、等）

②病室、手術室又はエックス線撮影室以外で構造設備の内容を変更する場合。

（例：病室名変更、各部屋の用途変更、各部屋の改築、等）

③病室内病床の減少等構造設備の変更を伴わないもの。

（例：病室内病床の減少）

④開設者の変更（法人成り）等実質的な変更を伴わないもの。

（例：医療法人化、独立行政法人化）

２　一件の変更等の許可について、部分的に使用したい場合の使用前検査については、使用許可を複数回に分けて申請することができる。

また、その部分使用箇所が上記１に該当する場合には、自主検査を選択することができる。

なお、複数回の自主検査による使用許可を行う場合、それぞれにつき病院建物使用前自主検査申請を作成し事前に申請すること。

３　自主検査の選択ができる構造設備であっても、実地検査を受けることができる。

　　　実地検査を希望する場合は、本申請は不要である。

４　当該許可の内容に変更が生じた場合には、自主検査を認めない場合がある。

　　　また、自主検査の申請書の受付後であっても、許可の内容に変更が生じた場合には、実地検査を実施する場合があるので、遅滞なく管轄の健康福祉事務所又は医務課に相談すること。

５　自主検査の手順

①「病院建物使用前自主検査申請」の受領

②「病院建物使用前自主検査申請」（上段部分）に必要事項を記載し、管轄する健康福祉事務所又は政令市保健所に提出する。（使用許可申請の前日までに）

③「病院建物使用前自主検査申請」の受付済分を受領

④工事等完了

⑤自主検査実施

⑥「病院建物使用前自主検査申請」（下段部分）に必要事項を記載し、病院建物使用許可申請と併せて再度提出する。

６　使用前検査手数料について

　　　　決められた手数料の県収入証紙を病院建物使用許可申請に貼り付けて納付すること。

（参考）自主検査とすることができる構造設備一覧

|  |  |
| --- | --- |
| 自主検査とすることができる構造設備 | 根拠法令 |
| 各科専門の診察室、手術室（構造設備の変更を伴わない場合に限る。）、処置室、臨床検査施設（生理検査室等）、エックス線装置（使用室の構造設備の変更を伴わない場合に限る。）、エックス線回診車（ポータブル）の入替・増設及び保管場所の変更に伴い、新たに保管場所を設ける場合、調剤所、薬品庫、薬局（調剤行為を行う場合のみ。）、ナースステーション（調剤行為を行う場合のみ。）、給食施設、厨房、分べん室、新生児の入浴施設、消毒施設、洗濯施設、機能訓練室、談話室、食堂（デイルーム）、浴室、玄関・待合室等患者の使用する施設、ホール、面談室、陣痛室、リネン室、ＤＩ室（医薬品情報管理室）（服薬指導を行う場合のみ。）便所（患者が使用するものに限る。）、オートクレーブ室、中央材料室、移動型ＣＴ搭載車の再設置時（同一機種かつ同一車輌に限る。）、移動型ＭＲＩ搭載車の再設置時（同一機種かつ同一車輌に限る。）、集中治療室（病床数に変更がないか減床する場合であって、構造設備の変更を伴わない場合に限る。）、化学・細菌及び病理検査室、無菌状態の維持された病室(病床数に変更がないか減床する場合であって構造設備の変更を伴わない場合に限る。)診療の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備、放射線に関する構造設備（構造設備の変更がなく、装置のみの変更の場合に限る。）、病室（病床数に変更がないか減床する場合であって、構造設備の変更を伴わない場合に限る。）、機械換気設備、患者の使用する屋内直通階段、避難階段、患者が使用する廊下、消毒設備、歯科技工室、防火設備、消火用の機械・器具 | 法20条  法21条  法22条  法22条の2  法23条 |